

**区立板橋第六小学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務
事業者プロポーザル 審査結果**

| 項目 | 提案1 | | | | 提案2 | | 提案3 | | 提案4 | | プレゼン | | 第一次 審査 | 合計 得点 |
|----|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|------|----|-----------|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | | |
| 配点 | 35 | 35 | 35 | 35 | 70 | 70 | 70 | 35 | 105 | 105 | 70 | 35 | 50 | 750 |
| A者 | 25 | 21 | 24 | 22 | 52 | 54 | 48 | 24 | 69 | 72 | 52 | 25 | 48 | 536 |
| B者 | 16 | 15 | 15 | 13 | 28 | 34 | 40 | 18 | 60 | 60 | 40 | 17 | 44 | 400 |

■ 審査基準

- ・ プレゼンテーションでの得点と第一次審査の得点の合計点が最も高い者を契約事業者候補とする。
- ・ 合計得点が満点(750点)の6割(450点)を越えない場合は、契約候補者とならない。

■ 審査項目

- ・ 別紙の「評価書(第一次審査)」と「評価書(第二次審査)」のとおり

■ 審査結果

- ・ A者の株式会社教育施設研究所を契約事業者候補とする。

■ 契約事業者候補の審査結果総評

- ・ ワークスペースやオープンスペースなどの空間の使い方が想定できており、課題に対しての解釈ができていた。また意見聴取のためのワークショップについて、具体的な提案がされており、内容も学校や地域に対して丁寧なプロセスとなる提案だったことが良かった。

評価書（第一次審査）

社

◆参加資格の有無（「○」は参加資格有、「×」は参加資格無）

※1つでも参加資格を有しない項目があった場合、その応募者は第二次審査へ進めない

| | |
|--|---|
| | 板橋区入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる建設工事等競争入札参加資格取得者)を有している。 |
| | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない。 |
| | 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていない。 |
| | 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を5年以上行っている。 |
| | 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき再生手続き開始も申し立てを受けたとき、手形または小切手不渡りになったとき等)にない。 |
| | 参加事業者及びその役員等が以下の項目に該当していない。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。 |
| | 提出された書類の記載事項に虚偽がない。 |
| | 提案金額が委託金額上限額の範囲内である。 |
| | 「参加申込書」の提出時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける、業種「建築設計」の共同格付が200位以内である。 |

◆評価点

| 評価項目 | 審査内容及び配点 | 採点 |
|--------------|--|---------------------|
| 項目1 「提案書」 | <p>企画提案書に求められている内容の記載があるか。</p> <p>①提案1について、4つの項目に対しての整備の考え方の記載がある。・・・2点</p> <p>②提案2について、手法、対象、テーマ、どのように計画に反映するか、実施時期に対しての記載がある。・・・2点</p> <p>③提案3について、説明手法や周知方法に対しての記載がある。・・・2点</p> <p>④提案4について、検討手順、検討する上でのポイントや課題に対しての記載がある。・・・2点</p> | <p>点 (8点満点)</p> |

| | | |
|---------------------|--|----------------------|
| <p>項目2 「見積」</p> | <p>契約上限額との差が、どの程度下回っているか。</p> <p>① 20%以上・・・10点 ② 15%以上・・・8点 ③ 10%以上・・・6点 ④ 5%以上・・・4点 ⑤ 5%未満・・・2点</p> | <p>点 (10点満点)</p> |
| <p>項目3 「実績」</p> | <p>事業実績があり、中学校の建替えに係る基本構想・基本計画策定に必要な実績・ノウハウを有しているか。</p> <p>○実績として最大3案件を記入でき、1案件につき以下の2つの項目を満たしていれば最大で4点。</p> <p>①直近5年以内（令和元年度から令和5年度まで）に工事着手又は、工事完了した小学校、中学校、小中一貫校、特別支援学校の建替えに関する基本構想、基本計画、基本設計、実施設計であれば、2点。※直近10年以内であれば1点。</p> <p>②説明会やプレゼンテーション等において、動画や、三次元図面、環境解析など視覚的な表現方法を用いていれば2点。</p> <p>○実績案件が本案件への類似となる以下の項目への該当により最大で20点。※②、③については、別契約を別案件のため、同施設を別案件として記載しているものは、1件としてみる。</p> <p>①基本計画、基本構想、基本設計、実施設計の4種が実績案件の中に含まれている。⇒4点 ※3種なら3点、2種なら2点、1種なら1点</p> <p>②3件とも小学校⇒3点 ※2件であれば2点、1件であれば1点</p> <p>③1棟で延床面積が10000㎡を越える案件が2件ある。⇒5点 ※1件の場合は3点</p> <p>④参考資料の段階整備図のように新校舎の一部を使用しながら、残りの部分を建てる計画の案件がある。⇒3点</p> <p>⑤五階建て以上の案件が2件ある。⇒5点 ※1件の場合は3点</p> | <p>点 (32点満点)</p> |
| <p>合計</p> | <p>50点 満点</p> | <p>点</p> |

評価書（第二次審査）

社

採点者サイン _____

◆選定委員一人あたりの評価点

| 評価項目 | 審査内容及び配点 | 採点 (100点満点) | | | | |
|------|----------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | | E (最下位) | D (下位) | C (中位) | B (上位) | A (最上位) |
| | | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 |

提案1 学校の施設整備の在り方について

以下の各項目について、整備の考え方が区で掲げる教育の実現に繋がる考え方か、また理にかなった考え方であったか、今後、区で取り入れるべき考え方であったかなどの観点より、評価を行う。

| | |
|---------------------------------|--------|
| 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」 | 点 (×1) |
| 「地域開放や地域防災力の向上などの機能の多様化」 | 点 (×1) |
| 「マンション建設に伴う一時的な児童増加や少子化に伴う児童減少」 | 点 (×1) |
| 「子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境」 | 点 (×1) |

小計 (提案1)

点 (20点満点)

提案2 意見聴取について

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 意見聴取の手法や、計画への反映の仕方について、良い提案であったか。 | 点 (×2) |
| 聴取する対象とテーマが適格であるか。 | 点 (×2) |

小計 (提案2) 点 (20点満点)

提案3 説明会について

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 提案された説明手法が伝わりやすいものであったか。 | 点 (×2) |
| 多くの人に聞いていただける手法や説明会の周知方法が妥当であったか。 | 点 (×1) |

小計 (提案3) 点 (15点満点)

提案4 基本構想・基本計画の策定着手から工事完了までの工程計画について

| | |
|--|--------|
| 基本構想・基本計画の素案作成までについて、意見聴取や説明会の実施時期、耐震診断評定取得時期なども含め工程計画が妥当であるか。 | 点 (×3) |
| 整備手法や建物配置を検討する上でのポイントや課題としてあげていることが適格であったか。 | 点 (×3) |

小計 (提案4) 点 (30点満点)

プレゼンテーションについて

| | |
|---|--------|
| 専門分野についても、理解しやすく、わかりやすい説明であったか。 | 点 (×2) |
| 実例、実績などを踏まえた説明であり、経験豊富で臨機応変な対応ができる事業者であったか。 | 点 (×1) |

小計 点 (15点満点)

| | | |
|----|---------|---|
| 合計 | 満点は100点 | 点 |
|----|---------|---|